5　第五十七条3(b)に規定する産品の生産者は、同条3(b)に規定する誓約が当該生産者により認定輸出者に対して提供された日の後少なくとも五年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。ただし、当該生産者により提供された誓約に基づき原産地申告が作成されなかった場合は、この限りでない。

6　この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。

第六十五条　軽微な誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な誤り（例えば、軽微な表現の相違又は語句の欠落、タイプの誤り、指定された欄からのはみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な誤りが原産地証明に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

第六十六条　確認手続

1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれ自国の法令に従い、原産地証明に関する情報を確認するために相互に支援する。

2　輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品がこの章に規定する要件を満たすか否かを決定するため、輸入締約国の関係当局を通じて次のいずれかの方法により原産地証明に関する情報を確認することができる。

(a)　輸入者に対し、原産地証明に関する情報を要請すること。

(b)　輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明に関する情報を当該原産地証明に基づいて要請すること。

(c)　第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者からの原産地証明に関する情報を輸出締約国の権限のある当局を通じて要請すること。

(d)　輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の関係当局のオブザーバーとしての立会いの下に第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じて当該産品の生産において使用された設備の確認を行い、及び収集した情報を訪問の後に提供することを、輸出締約国に対して要請すること。

3　輸入締約国の関係当局は、2の規定の実施のために、確認の要請を行う理由を付して、原産地証明の写しを輸出締約国の権限のある当局に返送する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該権限のある当局に送付するものとする。

4　(a)　輸出締約国の権限のある当局は、2(b)及び(c)の規定の実施のために、要請された情報をその要請の受領の日の後三箇月以内に提供する。

(b)　輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、原産地証明に関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、当該関係当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報をその要請の受領の日の後二箇月以内に提供する。

5　(a)　輸入締約国の関係当局は、2(d)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、その要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により輸出締約国に送付する。

(b)　(a)の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(i)　当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項

(ii)　輸出締約国に所在し、かつ、第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者であって、その施設への訪問が要請されるものの名称

(iii)　訪問の実施を希望する日及び場所

(iv)　訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明に記載された産品であって、確認の対象となっているものの明記を含む。）

(v)　訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

(c)　輸出締約国は、2(d)の規定により要請される訪問の実施を受諾するか否かを、(a)の規定により送付される書面を受領した後三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

(d)　輸出締約国は、訪問の最終日の後六十日以内又は相互に同意するその他の期間内に、2(d)の規定により収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。

6　輸入締約国の関係当局は、輸出締約国が確認の要請を受領した後十二箇月以内に、輸出締約国の権限のある当局に対し、確認の対象となる産品がこの章に規定する要件を満たすか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

7　(a)　輸入締約国の関係当局は、産品の輸入者が当該関係当局からの原産地証明に関する情報に係る要請であって、2(a)の規定によるものに応じない場合には、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(b)　輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(i)　4若しくは5(d)に規定する期間内に情報を提供するとの要件又は5(c)に規定する期間内に(a)に規定する書面に対して回答するとの要件が満たされない場合

(ii)　2(d)に規定する要請が拒否される場合

(iii)　2(b)から(d)までの規定により輸入締約国の関係当局に提供された情報がこの章に規定する要件を産品が満たすことを証明するために十分でない場合

(c)　輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、問題とされる原産地証明の対象となる産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

(d)　輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与える要件を満たさないとの決定を既に行っている場合には、その後に輸入される当該生産者の同種の産品がこの章に規定する要件を満たすことが証明されるまで、当該同種の産品の輸入者に対し、当該同種の産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。

第六十七条　罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第六十八条　秘密性

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの章の規定に従って一方の締約国に秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2　(a)　輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従って入手する情報については、この章の規定の実施のために、当該関係当局のみが利用することができるものとする。

(b)　外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該情報の使用の許可を輸入締約国が要請し、かつ、当該許可が輸入締約国に提供される場合を除くほか、輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。

第六十九条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の効果的な、統一的な、かつ、一貫した運用（この章の規定の解釈、適用及びこれらに関する協力の増進を含む。）

(ii)　附属書三の改正（統一システムの改正を考慮したもの）及び附属書四の改正であって、いずれかの締約国が提案するもの

(iii)　次条に規定する運用上の手続規則